

様式第45号（第8条関係）

原動機付自転車標識



備考

- 1 標識の地の塗色は、次による。
 - (1) 市税条例第26条第1号アの原動機付自転車にあつては白色
 - (2) 市税条例第26条第1号イの原動機付自転車にあつては薄黄色
 - (3) 市税条例第26条第1号ウの原動機付自転車にあつては薄桃色
 - (4) 市税条例第26条第1号エの原動機付自転車にあつては薄水色
- 2 周囲の枠、文字及び数字は、浮出しとする。
- 3 標識の文字及び数字は、濃紺色とする。